

流域治水の推進について

気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策「流域治水」を進めています。

■国の取り組み

《流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議》

流域治水の取組を加速化させるため、関係省庁の垣根を越えて「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を設置。関係省庁の取り組みや今後の展開について、連携と情報共有を図る。

・第1回(R2.10.27) ・第2回(R3.3.24)

構成：

国交省水管理・国土保全局、内閣府政策統括官(防災担当)、金融庁監督局、総務省大臣官房企画課、消防庁総務課
財務省理財局、文科省文教施設企画・防災部、厚労省厚生科学課、農水省農村振興局、林野庁森林整備部
水産庁漁港漁場整備部、経産省経済産業政策局、中小企業庁事業環境部、資源エネルギー庁電力・ガス事業部
気象庁大気海洋部、環境省地球環境局

《一級水系流域治水協議会》

◆淀川水系流域治水プロジェクト

- ・R2.9.4 「淀川流域治水協議会」設立
- ・R2.9 流域治水プロジェクト(概要)公表
- ・R3.3.30 策定・公表

◆由良川水系流域治水プロジェクト

- ・R2.8.28 「由良川流域治水協議会」設立
- ・R3.9 流域治水プロジェクト(概要)公表
- ・R3.3.30 策定・公表

《流域治水の実効性向上》

- ・予 算・・・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
- ・支援制度・・・事前放流に伴う損失補填制度の拡充や雨水貯留浸透施設の整備等の制度を創設など
- ・法改正・・・流域治水関連法(9法)の改正
 - ◆特定都市河川浸水被害対策法 ◆河川法 ◆下水道法 ◆水防法 ◆都市計画法 ◆都市緑地法 ◆建築基準法
 - ◆土砂災害防止法(土砂災害等における土砂災害防止策の推進に関する法) ◆防集法(防災のための集積施設等に関する法)

■府の取り組み

《二級河川流域治水協議会》

◆二級河川流域治水プロジェクト(府内全36水系)

- ・R3.1.29 中丹振興局管内および丹後振興局管内の流域治水協議会を設立
- (※R3年度：整備基本方針・整備計画を持つ8水系から着手、R3秋の策定・公表を予定)